

第15期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
連結注記表
個別注記表

第15期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）

株式会社ティーケーピー

第15期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに従いインターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.tkp.jp/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年2月29日現在)

		第4回新株予約権	
発行決議日		2016年12月13日	
新株予約権の数		281個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	196,700株
		(新株予約権1個につき)	700株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	600,600円
		(1株当たり (注)3)	858円)
権利行使期間		2018年12月14日から 2026年12月13日まで	
行使の条件		(注)1	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	281個
		目的となる株式数	196,700株
		保有者数	2名

(注) 1.

- イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ハ. 新株予約権者は、割当個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権1個未満の行使はできないものとする。
- 二. 本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 新株予約権者は、以下の期間ごとに、次に定める条件に従い、その権利を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (a) 株式公開日と新株予約権を行使することができる期間の開始日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から2年後の応当日の前日までは、割当数の4分の1を行使することができる。
 - (b) 権利行使開始日から2年後の応当日から権利行使開始日の4年後の応当日の前日までは、割当数の4分の2から(a)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
 - (c) 権利行使開始日の4年後の応当日から権利行使開始日の6年後の応当日の前日までは、割当数の4分の3から(a)及び(b)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
 - (d) 前各号にかかわらず、2024年12月14日と株式公開日のいずれか遅い日から2026年12月13日までは、割当数から(a)乃至(c)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
- (注) 2. 2017年9月1日付で行った普通株式1株を7株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- (注) 3. 2019年10月7日を払込期日とする公募増資及び2019年11月6日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。（最終改定 2018年4月16日）

① 業務運営の基本方針について

当社グループは、透明・公正・公平な高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、以下の行動指針を定める。

【行動指針】

イ. 法令等の遵守

当社グループは、法令及び社会規範を遵守し社会的良識をもって行動します。

ロ. 健全な事業活動の遂行

当社グループは、お客様や取引先との癒着・談合・もたれ合いを排除した公正・自由な競争を基本に、高品質な商品・サービスを提供し、契約の遵守、共存共栄の精神をもって取引を行い、社会、お客様に信頼される健全な事業活動を行います。

ハ. 社会への貢献

当社グループは、業務活動への積極的参加、新しい雇用環境の創出、地域社会への積極的な協力など、社会の発展に貢献します。

ニ. 適法・適正な情報開示と情報管理

当社グループは、社会から信頼される「開かれた企業」を目指し、社会、お客様、株主に対して適法・適正・適時に企業情報を開示し、かつ適切な情報管理の徹底に努めます。

ホ. 働きやすい職場環境の実現

当社グループは、社員のゆとりと豊かさを実現し、働きやすい安全な職場環境を確保するとともに、社員の人格、個性を尊重します。

ヘ. 反社会的勢力に対する取り組み

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨みます。

ト. 情報セキュリティへの取り組み

当社グループは、業務上取り扱うお客様の情報資産、当社の情報資産及び個人情報をも不正アクセス、漏洩、改ざん等から守ることが社会的使命を果たすために重要であることを認識し、情報システム管理規程、顧客情報管理規程を制定し運用します。

チ. 周知徹底と率先垂範

経営陣は、自ら本指針の実践が最重要であることを認識し、率先垂範の上、社員への周知徹底と社内体制の整備を行います。また本指針の内容に反するような事態が発生した場合には、経営トップが率先して問題の解決に当たり、原因究明、再発防止に努め社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、自らも含めて厳正な処分を行います。

② 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会については、取締役会規程の定めに基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営を確保する。
- ロ. 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理については、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程に従って対応する。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは当社代表取締役社長のもと、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、新規業務検討委員会が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ロ. 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、適切な対策を実施するとともに、係るリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役、監査役その他検討事項に応じた責任者が出席する経営会議を開催することにより当社グループの業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
- ロ. 業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画・予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。

⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の維持のために内部監査室は内部監査を実施する。内部監査の重要監査領域としてコンプライアンスに係る監査を実施する。

⑦ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、子会社の財務及び経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図る。これらの部署は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。
- ロ. 当社は、直接出資する子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、当社に対する経営上の重要事項等の報告を義務付ける。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役の業務補助のために監査役スタッフを置くこととし、その人事と評価については監査役の意見を尊重して決定する。

⑨ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生する又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告する。
- ロ. 当社の取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行において生ずる必要な費用については、請求により速やかにこれを支払う。

⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ. 監査役は、会計監査人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人・内部監査部門に報告を求める。
- ハ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 重要な会議の開催状況

経営及び業務執行に関わる意思決定機関として定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令、定款及び社内規程に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次報告の業務について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。

② コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的実施しております。

内部監査については、内部監査室が内部監査計画に基づき当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告しております。

また、内部通報制度については、窓口を設置し、内部通報窓口及び内部通報者の不利益な取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

③ リスク管理

各部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及び未然防止を継続的に図っているほか、進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。

新規業務開始時のリスク管理については、新たに整備した規程に基づき、新規業務検討委員会においてリスクの洗い出し及び評価を行うとともに、対応策の検討及び当該対応策の推進状況の点検を行うこととしております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等と連携を図っており、また、取締役会への出席等による重要な会議への出席及び取締役・従業員へのヒアリング等を通じて、監査の実効性を確保しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 88社
- ・ 主要な連結子会社の名称
日本リージャスホールディングス株式会社（他、同社の子会社54社）
台北雷格斯商務服務有限公司（他12社）

当連結会計年度において取得した、日本リージャスホールディングス株式会社（他、同社の子会社54社。以下、55社を「日本リージャス社」という。）、有限会社品川配ぜん人紹介所、台北雷格斯商務服務有限公司（他12社。以下、13社を「台湾リージャス社」という。）、また、新設子会社である株式会社TKPSPV-8号、株式会社TKPSPV-9号、株式会社TKPSPV-10号、株式会社TKPSPV-11号、株式会社TKPSPV-12号を連結の範囲に含めております。なお、TKPSINGAPOREINPT.ELTD.については清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 関連会社の名称 株式会社ジーアップキャリアセンター
- ・ 持分法を適用しない理由
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる子会社は以下のとおりであります。

（決算日が12月31日の子会社）

台北雷格斯商務服務有限公司 他14社

決算日が12月31日の海外連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～49年

工具、器具及び備品 2～20年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、在外子会社である台湾リージャス社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。またIFRS第16号に基づくリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引の分類としております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象…長期借入金の利息の一部及び外貨建予定取引

(ハ)ヘッジ方針

当社グループは堅実経営に則り、ヘッジ取引を行っております。長期借入金の金利に関しては、金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。また、外貨建取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づいて為替予約取引を行うこととしています。これらに関し、リスクヘッジの手段として金利スワップ取引及び為替予約取引を行うものとしています。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。また、為替予約取引に関しては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑦その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑧のれん及び無形資産（顧客関連資産）

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、その投資の及ぶ期間（5～20年）にわたり定額法により償却しております。

企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定し、11年にわたり定額法により償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

以下の科目については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

(1) リース資産（前連結会計年度は、有形固定資産のその他に含む。 2百万円）

(2) のれん（前連結会計年度は、無形固定資産に含む。 112百万円）

(3) リース債務（前連結会計年度は、固定負債のその他に含む。 3百万円）

また、前連結会計年度まで投資その他の資産に区分掲記しておりました「長期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記いたしました。なお、前連結会計年度の「貸倒引当金戻入額」は0百万円であります。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

資産の種類	金額
建物及び構築物	5,364百万円
土地	6,658百万円
計	12,023百万円

② 担保に係る債務

負債の種類	金額
1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	45百万円
社債（銀行保証付無担保社債）	720百万円
1年内返済予定の長期借入金	688百万円
長期借入金	7,126百万円
計	8,580百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額 5,326百万円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,284百万円
借入実行残高	1,959百万円
差引額	1,325百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 38,056,985株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 811,615株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入及び社債により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払法人税等は、短期の支払期日であります。借入金及び社債は、主にM&Aの実行、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、終期は決算日後、最長で19年後であります。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨建取引のうち当社グループに為替変動リスクが帰属する場合における為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、売掛金、敷金及び保証金について、管理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

外貨建取引のうち当社グループに為替変動リスクが帰属する場合には、実需原則に基づいて為替予約取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,131	9,131	－
(2) 売掛金	4,114	4,114	－
(3) 投資有価証券	399	399	－
(4) 敷金及び保証金	13,147	13,122	△25
資産計	26,793	26,767	△25
(1) 買掛金	917	917	－
(2) 未払法人税等	1,789	1,789	－
(3) 社債（*1）	5,505	5,557	52
(4) 長期借入金（*2）	58,793	59,311	518
負債計	67,005	67,576	570

(*1) 1年内償還予定の社債を含めて記載しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	11,996	11,758	△256
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	17,439	14,732	(*2)

(*1) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(*2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	232
合計	232

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,131	-	-	-
売掛金	4,114	-	-	-
合計	13,246	-	-	-

(注) 4. 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	6,929	6,668	6,464	6,690	19,685	12,355
社債	1,015	855	1,169	485	390	1,590
合計	7,944	7,523	7,633	7,176	20,075	13,945

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 951円09銭
(2) 1株当たり当期純利益 50円41銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(1) 重要な資金の調達に関する契約の締結

当社は、機動的な資金調達を可能とするために以下の契約を締結いたしました。

① 株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 借入先 | 株式会社みずほ銀行 |
| (2) 契約金額 | 5,000百万円 |
| (3) 契約締結日 | 2020年4月6日 |
| (4) コミットメント期間 | 2020年4月6日～2021年3月31日 |
| (5) 担保の有無 | 無担保・無保証 |
| (6) 資金使途 | 短期運転資金 |

② 株式会社三井住友銀行との特殊当座借越契約

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 借入先 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 極度額 | 10,000百万円 |
| (3) 契約締結日 | 2020年4月10日 |
| (4) 契約期間 | 2020年4月10日～2021年3月31日 |
| (5) 担保の有無 | 無担保・無保証 |
| (6) 資金使途 | 短期運転資金 |

(2) 連結子会社による優先株式発行

当社は、2020年4月21日に、アパホールディングス株式会社と当社の連結子会社である株式会社TKPSPV-3号および株式会社TKPSPV-4号との間で、総額18億円の優先株式引受に関する基本合意書を締結いたしました。

発行するA種優先株式の内容は以下のとおりであります。

① 株式会社TKPSPV-3号

(1) 発行新株式数	160,000株
(2) 発行価額	1株につき5,000円
(3) 調達資金の額	8億円
(4) 資本組入額	4億円 (1株につき2,500円)
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	アパホールディングス株式会社に対する第三者割当方式
(6) 転換価額	普通株式を対価とする取得請求権につき5,000円
(7) その他	<p>・本契約において、発行会社は発行日以降、分配可能額を上限として、優先株主の意思に関わらず、優先株式の全部又は一部を、発行価額を取得価額とした金銭を対価としていつでも強制的に取得できる。</p> <p>・当社は発行日以降、優先株主の意思に関わらず、優先株式の全部又は一部を、発行価額を取得価額とした金銭を対価として、いつでも強制的に取得することができる。</p>

② 株式会社TKPSV-4号

(1) 発行新株式数	200,000株
(2) 発行価額	1株につき5,000円
(3) 調達資金の額	10億円
(4) 資本組入額	5億円 (1株につき2,500円)
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	アパホールディングス株式会社に対する第三者割当方式
(6) 転換価額	普通株式を対価とする取得請求権につき5,000円
(7) その他	<p>・本契約において、発行会社は発行日以降、分配可能額を上限として、優先株主の意思に関わらず、優先株式の全部又は一部を、発行価額を取得価額とした金銭を対価としていつでも強制的に取得できる。</p> <p>・当社は発行日以降、優先株主の意思に関わらず、優先株式の全部又は一部を、発行価額を取得価額とした金銭を対価として、いつでも強制的に取得することができ</p> <p>る。</p>

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年3月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部により決定された「新型感染症に関する緊急対応策—第2弾—」により、テレワーク等の推進が打ち出され、また、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛が強く要請され、現時点においても継続されております。

これにより、当社グループの翌連結会計年度の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、影響額については、現時点では算定することが困難であります。

8. その他の注記

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2019年4月15日開催の取締役会において、以下のとおり、当社が設立した株式会社TKPSV-9号を通じて、IWG plc (以下「IWG」という。)の完全子会社であるRegus Group Limitedより、日本リージャスホールディングス株式会社の発行済株式の全てを取得し、子会社化することを決議し、2019年5月30日付で連結子会社といたしました。なお、同社は当該連結子会社54社を有しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 日本リージャス社

事業の内容 レンタルオフィス、バーチャルオフィス、コワーキングスペース等の管理・運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、ホテル宴会場・貸会議室運営ビジネスを起点に遊休不動産を有効活用し、新たな価値を付加・創造する空間再生流通事業を展開しております。国内外2,152室(2019年5月末時点)の貸会議室等を展開するとともに、料飲、ケータリング、宿泊などの貸会議室運営ビジネスから派生するサービスを提供することで事業拡大を図ってまいりました。

IWGは1989年に設立され、スイスに本社を置くロンドン証券取引所上場の世界最大のワークスペースプロバイダーです。レンタルオフィス世界No.1ブランド「Regus」などの多様なブランドをグローバルに展開し、プロフェッショナルで刺激的な仕事環境およびコミュニティサービスを提供しており、そのネットワークは、世界110カ国超、1,100都市超、3,300拠点超、会員250万人超(2019年5月時点)に及んでおります。

株式を取得した日本リージャス社は、IWGの日本事業として国内最大のネットワークを持つレンタルオフィス業界の最大手企業であり、全国約30都市・140拠点(2019年5月末時点)に展開しています。同社は1998年9月に日本において事業を開始し、「Regus」「Open Office」「SPACES」等の多彩なブランドを通じてレンタルオフィス、バーチャルオフィス、コワーキングスペース等を運営しております。

当社は日本リージャス社の株式取得による既存拠点の獲得と同時にIWGとの間で日本国内における長期間のパートナーシップを定め、当社が日本国内におけるIWG各ブランドの独占的運営権などを得る契約を締結いたしました。これにより、IWGの日本における独占的パートナーとして、IWGのブランドポートフォリオ、グローバルネットワーク、海外セールスマーケティングチーム、インフラ及びバックオフィスのサポートを活用しつつ、サービス拠点の拡大が可能となります。

貸会議室とレンタルオフィスは相互補完関係にあり親和性が高いため、当社は以前より短期～中期のフレキシブルオフィス市場への本格的な進出を検討しておりました。同市場への展開を加速し、更なる価値創造が実現できるとの見込みから、本件決議及び株式の取得をいたしました。

なお、具体的なシナジーとしては、①共同出店及び当社既存施設の転換による拠点ネットワークの拡大、②両社のリソースを融合することによる顧客サービスの向上等をもたらすものと考えております。

(3) 企業結合日

2019年5月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

日本リージャスホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社TKPSPV-9号が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年6月1日から2020年2月29日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	300百万英ポンド (42,383百万円)
取得原価		300百万英ポンド (42,383百万円)

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 297百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

37,866百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	335	百万円
固定資産	13,939	
資産合計	14,274	
流動負債	5,084	
固定負債	4,673	
負債合計	9,757	

取得原価配分の結果識別した無形資産は顧客関連資産5,400百万円であり、11年間にわたる均等償却を行います。

当社は、当社が設立しました株式会社TKPSPV-10号を通じて、IWG plcのグループ会社であるIWG Group Holdings Sarl及びRegus Group Limitedより、台湾においてリージャス事業を運営する台湾子会社計13社の株式全てを取得し、2019年11月30日付で連結子会社といたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 臺北雷格斯諮詢服務有限公司、臺中南屯文心國際商務有限公司、臺中英才國際商務有限公司、臺北雷格斯企業管理諮詢有限公司、臺北中山南京東國際商務有限公司、臺中全球國際商務有限公司、新竹日暉順國際商務有限公司、臺北欣積國際商務有限公司、臺北蘭德馬克國際商務有限公司、臺北內湖洲子國際商務有限公司、臺北雷格斯商務服務有限公司、臺北三連國際商務有限公司、臺北松山民權東國際商務有限公司

事業の内容 レンタルオフィス、コワーキングスペース等の管理・運営

(2) 企業結合を行った主な理由

台湾リージャス社は、台湾国内の3都市で計13拠点を展開しており、台湾で最大のネットワークを持つフレキシブルワークスペース業界の最大手企業であります。2008年に台湾において事業を開始し、「Regus」「SPACES」のブランドを通じてレンタルオフィス、コワーキングスペース等を運営しております。

当社は台湾リージャス社の持分取得による既存拠点の獲得と同時に、IWGとの間で台湾国内における長期間のパートナーシップを定め、当社が台湾国内におけるIWG各ブランドの独占的運営権などを得る契約を締結いたしました。

当社の今後の海外戦略においては、貸会議室単独での出店でなく、他事業と組み合わせた出店が好ましいという発想のもと、日本と商習慣の近似する台湾市場において、既にフレキシブルワークスペースのブランドとネットワークを有する台湾リージャス社を買収し、貸会議室と共に出店を検討することが最適であると考えております。

(3) 企業結合日

2019年9月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

(5) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社TKPSPV-10号が、現金を対価として持分を取得したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年10月1日から2019年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	18百万英ポンド(2,410百万円)
取得原価		18百万英ポンド(2,410百万円)

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 78百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

2,903百万円

なお、のれんは、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積り、投資の及ぶ期間（5～20年）にわたり均等償却しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	149	百万円
固定資産	2,127	
資産合計	2,277	
流動負債	958	
固定負債	1,812	
負債合計	2,770	

※上記数値は提出日現在における暫定的なものであります。

財務制限条項に関する注記

当社が、日本リージャス社の買収資金のリファイナンスのために締結した2020年1月29日付シンジケートローン契約には、次の財務制限条項が付されております。財務制限条項に抵触した場合には、多数貸付人の請求に基づき、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 2020年2月期以降（2020年2月期を含む）の第2四半期末および決算期末（いずれも直近12カ月）における連結ベースでのネット・レバレッジ・レシオ（※）を第2四半期末および決算期末に、以下の表に記載の数値以下、かつ正の値に維持すること。

ネットレバレッジ・レシオ： α
2020年2月期： $\alpha \leq 6.50$
2020年8月期： $\alpha \leq 6.25$
2021年2月期： $\alpha \leq 6.00$
2021年8月期： $\alpha \leq 5.75$
2022年2月期： $\alpha \leq 5.50$
2022年8月期： $\alpha \leq 5.25$
2023年2月期： $\alpha \leq 5.00$
2023年8月期： $\alpha \leq 4.75$
2024年2月期： $\alpha \leq 4.50$
2024年8月期： $\alpha \leq 4.25$

※ネット・レバレッジ・レシオ = (ネット有利子負債残高 - (売掛金 + 在庫 - 買掛金)) / (営業利益 + 減価償却費 (リース減価償却費を含む) + のれん償却費 + 長期前払費用償却費 + 買収関連費用 - リース負債返済額)

- (2) 2020年2月期以降（2020年2月期を含む）の第2四半期末および決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末および第2四半期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の80%以上かつ247億円以上に維持すること。
- (3) 2020年2月期以降（2020年2月期を含む）の第2四半期末および決算期末の連結貸借対照表上の資産の部の資産合計金額に対する、純資産の部の合計金額の割合を30%以上に維持すること。
- (4) 2020年2月期以降（2020年2月期を含む）の第2四半期末および決算期末における連結ベースの経常利益が赤字となる状態を生じさせないこと。

なお、当該契約の契約金額および借入残高は次のとおりであります。

		当連結会計年度 (2020年2月29日)
契約金額		25,000百万円
借入残高	一年内返済予定の長期借入金	2,004百万円
	長期借入金	22,829百万円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～49年
----	-------

工具、器具及び備品	2～20年
-----------	-------

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象 …長期借入金の利息の一部及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社は堅実経営に則り、ヘッジ取引を行っております。長期借入金の金利に関しては、金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。また、外貨建取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づいて為替予約取引を行うこととしています。これらに関し、リスクヘッジの手段として金利スワップ取引及び為替予約取引を行うものとしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。また、為替予約取引に関しては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、投資その他の資産に区分掲記しておりました「長期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

資産の種類	金額
建物	2,918百万円
土地	1,790百万円
その他	27百万円
計	4,736百万円

② 担保に係る債務

負債の種類	金額
1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	45百万円
社債（銀行保証付無担保社債）	720百万円
1年内返済予定の長期借入金	482百万円
長期借入金	2,756百万円
計	4,004百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額	2,849百万円
------------------	----------

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社常盤軒フーズ	60百万円
株式会社メジャース	85百万円
株式会社TKPSPV-1号	916百万円
株式会社TKPSPV-3号	1,459百万円
TKP New York, Inc.	70百万円
計	2,592百万円

(4) 偶発債務

連結子会社であるTKP New York, Inc.の銀行取引に関連し、債務保証枠136百万円を設定しております。なお、当事業年度末において保証の実行残高は70百万円であります。

また、レンタルオフィス関東第三株式会社（日本リージャスホールディングス株式会社の子会社）に対して、賃貸借契約にかかる支払期限にあるが借り主が支払っていない賃料、原状回復費、損害賠償、その他賃貸人に対する金銭債務について、403百万円を保証しております。なお、保証残高は賃料の支払とともに低減いたします。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	1,121百万円
短期金銭債務	258百万円

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,100百万円
借入実行残高	500百万円
差引額	600百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引による取引高	
売上高	48百万円
営業費用	2,557百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	504,779株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	439百万円
減価償却超過額	135百万円
資産除去債務	128百万円
未払事業税	128百万円
未払事業所税	58百万円
未払賞与	29百万円
フリーレント家賃	65百万円
投資有価証券評価損	63百万円
その他	109百万円
繰延税金資産小計	1,158百万円
評価性引当額	△381百万円
繰延税金資産合計	776百万円
繰延税金負債	
建物附属設備(資産除去債務)	△71百万円
その他有価証券評価差額金	△34百万円
その他	△29百万円
繰延税金負債合計	△136百万円
繰延税金資産の純額	640百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
住民税均等割	1.51%
留保金課税	8.79%
評価性引当額	0.52%
税額控除	△3.20%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.29%

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 TKPSPV-1号	所有 直接 100.0%	役員 の兼務 資金 の援助	資金の回収 (注) 1.	40	関係会社 長期貸付金	3,003
子会社	株式会社 TKPSPV-3号	所有 直接 100.0%	役員 の兼務 資金 債務の 保証	資金の回収 (注) 1.	549	関係会社 長期貸付金	2,652
				債務保証 (注) 2.	-	-	1,459
子会社	株式会社 TKPSPV-6号	所有 直接 100.0%	役員 の兼務 資金 の援助	資金の貸付 (注) 1.	1,362	関係会社 長期貸付金	2,945
子会社	株式会社 TKPSPV-7号	所有 直接 100.0%	役員 の兼務 資金 の援助	資金の貸付 (注) 1.	-	関係会社 長期貸付金	1,920
子会社	株式会社 TKPSPV-8号	所有 直接 100.0%	役員 の兼務 資金 の援助	資金の貸付 (注) 1.	2,601	関係会社 長期貸付金	2,601
子会社	株式会社 TKPSPV-9号	所有 直接 100.0%	役員 の兼務 資金 債務の 被保証	資金の貸付 (注) 1.	45,218	関係会社 長期貸付金	45,218
				債務被保証 (注) 3.	-	-	24,833
子会社	株式会社 TKPSPV-10号	所有 直接 100.0%	役員 の兼務 資金 の援助	資金の貸付 (注) 1.	3,221	関係会社 長期貸付金	3,221

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、当社の借入利率に基づいて利率を合理的に算定しております。
2. 株式会社TKPSPV-3号の金融機関からの借入（残高1,459百万円）について、債務保証を行っているものであり、保証料の受領は行っていません。
3. 当社の金融機関からの借入（残高24,833百万円）について、債務保証を受けているものであり、保証料の支払は行っていません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	972円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	82円24銭

9. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 重要な資金の調達に関する契約の締結
連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響について
連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

10. その他の注記

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

連結注記表の「8. その他の注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。